

平成28年4月1日現在

商品名 (愛 称)	定期預金通帳自動機入金サービス
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人、法人いずれの方もお取扱いが可能です。ただし、期日指定定期預金につきましては個人の方のみのお取扱いとなります。
取扱対象定期預金	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期 スーパー定期300 期日指定定期（個人の方のみのお取扱いとなります）
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> 初回のみ定期預金専用通帳を店頭にてお作りいただきます。 ATMで直接定期預金をお作りすることができますので、窓口で長時間お待ちいただく必要がございません（現金及びCDカードをご利用いただけます）。 一冊の専用通帳（定期預金専用）で複数の定期預金を一括管理できます。 平日午後3時以降もお預け入れや記帳が可能です。 他の当金庫支店でお使いになっている通帳からの振替が可能です（普通預金、貯蓄預金）。
ご利用いただける場所	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫の本支店及び店舗外キャッシュコーナー
預入れ時等の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動機（ATM）による現金でのお預入れは、200枚が最大です。201枚以上の紙幣をお預入れいただく場合は店頭にて振替元になる普通預金口座等にご入金いただき、CDカードを利用して定期預金をお作りください。 普通預金等からの振替でのお預入れは、500万円以内となります。 金額及び期間によって、基準レートが異なります。お預入れの際、店頭にてご確認ください。 ご解約の際は店頭までおこしください。
利 率	<ul style="list-style-type: none"> 預入利率は、取扱対象商品の店頭表示利率に0.05%を加えた金利が適用となります。 基準となる店頭表示金利につきましては最寄りの店頭、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様の場合、お利息は利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります。 法人のお客様の場合、お利息は利子所得として15.315%（所得税及び復興特別所得税）が源泉徴収され、総合課税となります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>

	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>解 約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭にてお取扱いいたします。 ・ 機械上でのご解約は出来ません。

北 群 馬 信 用 金 庫